

住宅宿泊事業法の施行について

生活衛生課

平成30年6月15日、住宅宿泊事業法が施行されたことから、届出状況等について報告する。

1 住宅宿泊事業者の届出状況等（施行日現在）

(1) 届出の状況

市町村名	大仙市	仙北市	合計
届出件数	1	1	2

※ 届出の状況については、美の国あきたネット（生活衛生課）で随時公表する。

(2) 相談の状況

市町村名	秋田市	鹿角市	能代市	横手市	由利本荘市	大仙市	仙北市	八郎潟町	羽後町	合計
相談件数	13	2	3	1	1	2	6	1	2	31

○ 主な相談内容

- ・具体的な届出方法について
- ・住宅宿泊事業者の義務について
- ・住宅宿泊事業と旅館業のメリット、デメリットについて

2 これまでの主な取組

- 住宅宿泊事業法市町村連絡会議（H30. 1. 26）
（住宅宿泊事業法の概要、条例制定の要否について）
- 旅館ホテル生活衛生同業組合への説明会（H30. 1. 29）
（旅館業法の一部を改正する法律及び住宅宿泊事業法の概要について）
- グリーン・ツーリズム協議会への説明（H30. 3. 26）
（住宅宿泊事業法について）
- 旅館業法・住宅宿泊事業法に係る県・市町村担当者会議（H30. 6. 7）
（住宅宿泊事業法の運用、関係機関との連携等について）

3 住宅宿泊事業等への対応・実施体制

- 各地域振興局福祉環境部が住宅宿泊事業の届出の受理等や監督業務を行う。
- 市町村や警察などの関係機関と連携して対応していく。
- 無届けについては、旅館業法により取り締まる。

※ 中核市の秋田市のほか、旅館業法の権限を移譲している13市町村と連携



<参考：住宅宿泊事業のしくみ>

